

平成26年 9月 2日

子ども青少年局総務課

総務課長 杉本

Tel. 972-3191

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う基準条例制定について

平成26年9月定例会へ下記のように議案を提出しますので、その概要をお知らせします。

記

1 議案

- (1) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (4) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 議案の提出理由

「子ども・子育て支援法」の制定、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定めるもの。

3 施行日

子ども・子育て支援法等の施行日（平成27年4月1日を予定）

平成 26 年 9 月定例会 提出議案の概要 (子ども青少年局)

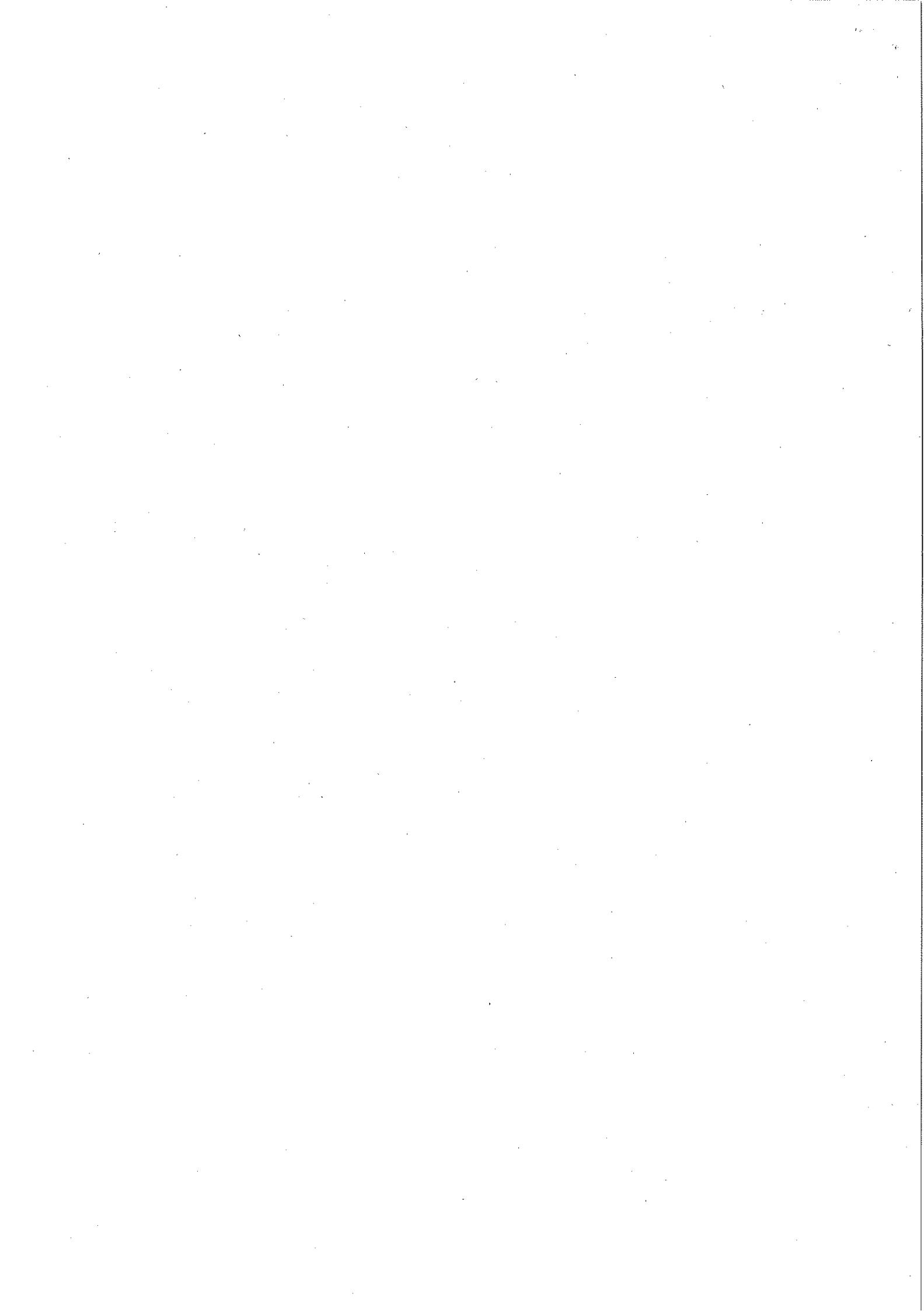
1 条例案

件 名	概 要										
名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (第 95 号議案)	1 制定の趣旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。(子ども・子育て支援新制度の施行に伴うもの。)										
	2 内容 内閣府・文部科学省・厚生労働省令を基本としつつ、本市の実情に応じて、下記の事項について独自の規定を設ける。										
<table border="1"> <tr> <td>なごや子ども条例の理念の追加</td><td>なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。</td></tr> <tr> <td>非常災害対策</td><td>少なくとも毎月 1 回は訓練等を行うことを明記する。 一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。</td></tr> <tr> <td>暴力団の排除</td><td>運営にあたって、暴力団を利すこととなるないようにすることを追加する。</td></tr> <tr> <td>防犯及び事故防止</td><td>防犯・事故防止対策を講じることを追加する。</td></tr> <tr> <td>乳児室の面積</td><td>乳児室の面積基準を上乗せして規定する。 (1.65 m²から 3.3 m²に拡大)</td></tr> </table>		なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。	非常災害対策	少なくとも毎月 1 回は訓練等を行うことを明記する。 一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。	暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利すこととなるないようにすることを追加する。	防犯及び事故防止	防犯・事故防止対策を講じることを追加する。	乳児室の面積	乳児室の面積基準を上乗せして規定する。 (1.65 m ² から 3.3 m ² に拡大)
なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。										
非常災害対策	少なくとも毎月 1 回は訓練等を行うことを明記する。 一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。										
暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利すこととなるないようにすることを追加する。										
防犯及び事故防止	防犯・事故防止対策を講じることを追加する。										
乳児室の面積	乳児室の面積基準を上乗せして規定する。 (1.65 m ² から 3.3 m ² に拡大)										
3 施行期日 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成 27 年 4 月 1 日を予定)											

件　　名	概　　要																
名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (第 96 号議案)	<p>1 制定の趣旨 児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。(子ども・子育て支援新制度の施行に伴うもの。)</p> <p>2 内容 厚生労働省令を基本としつつ、本市の実情に応じて、下記の事項について独自の規定を設ける。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>なごや子ども条例の理念の追加</td><td>なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。</td></tr> <tr> <td>非常災害対策</td><td>一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。</td></tr> <tr> <td>暴力団の排除</td><td>運営にあたって、暴力団を利することとなるないようにすることを追加する。</td></tr> <tr> <td>防犯及び事故防止</td><td>防犯・事故防止対策を講じることを追加する。</td></tr> <tr> <td>帳簿の保存</td><td>帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加する。</td></tr> <tr> <td>家庭的保育者の資格要件</td><td>家庭的保育者について、保育士資格を有していることを必須要件とする。</td></tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室の面積</td><td>保育室又は遊戯室の面積基準を上乗せして規定する。(1.98 m²から 3.3 m²に拡大)</td></tr> <tr> <td>乳児室の面積</td><td>乳児室の面積基準を上乗せして規定する。(1.65 m²から 3.3 m²に拡大)</td></tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成 27 年 4 月 1 日を予定)</p>	なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。	非常災害対策	一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。	暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利することとなるないようにすることを追加する。	防犯及び事故防止	防犯・事故防止対策を講じることを追加する。	帳簿の保存	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加する。	家庭的保育者の資格要件	家庭的保育者について、保育士資格を有していることを必須要件とする。	保育室又は遊戯室の面積	保育室又は遊戯室の面積基準を上乗せして規定する。(1.98 m ² から 3.3 m ² に拡大)	乳児室の面積	乳児室の面積基準を上乗せして規定する。(1.65 m ² から 3.3 m ² に拡大)
なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。																
非常災害対策	一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。																
暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利することとなるないようにすることを追加する。																
防犯及び事故防止	防犯・事故防止対策を講じることを追加する。																
帳簿の保存	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加する。																
家庭的保育者の資格要件	家庭的保育者について、保育士資格を有していることを必須要件とする。																
保育室又は遊戯室の面積	保育室又は遊戯室の面積基準を上乗せして規定する。(1.98 m ² から 3.3 m ² に拡大)																
乳児室の面積	乳児室の面積基準を上乗せして規定する。(1.65 m ² から 3.3 m ² に拡大)																

件名	概要									
<p>名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (第 97 号議案)</p>	<p>1 制定の趣旨 子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの。（子ども・子育て支援新制度の施行に伴うもの。）</p> <p>2 内容 内閣府令を基本としつつ、本市の実情に応じて、下記の事項について独自の規定を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="493 759 1356 1208"> <tr> <td data-bbox="493 759 747 855">なごや子ども条例の理念の追加</td><td data-bbox="747 759 1356 855">なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="493 855 747 1057" rowspan="2">非常災害対策</td><td data-bbox="747 855 1356 952">少なくとも毎月 1 回は訓練等を行うことを明記する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="747 952 1356 1057">一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="493 1057 747 1154">暴力団の排除</td><td data-bbox="747 1057 1356 1154">運営にあたって、暴力団を利用することとなるないようにすることを追加する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="493 1154 747 1208">防犯</td><td data-bbox="747 1154 1356 1208">防犯対策を講じることを追加する。</td></tr> </table> <p>3 施行期日 子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日を予定）</p>	なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。	非常災害対策	少なくとも毎月 1 回は訓練等を行うことを明記する。	一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。	暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利用することとなるないようにすることを追加する。	防犯	防犯対策を講じることを追加する。
なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。									
非常災害対策	少なくとも毎月 1 回は訓練等を行うことを明記する。									
	一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。									
暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利用することとなるないようにすることを追加する。									
防犯	防犯対策を講じることを追加する。									

件 名	概 要										
名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (第98号議案)	<p>1 制定の趣旨 児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。(子ども・子育て支援新制度の施行に伴うもの。)</p> <p>2 内容 厚生労働省令を基本としつつ、本市の実情に応じて、下記の事項について独自の規定を設ける。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>なごや子ども条例の理念の追加</td><td>なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。</td></tr> <tr> <td>非常災害対策</td><td>少なくとも毎月1回は訓練等を行うことを明記する。 一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。</td></tr> <tr> <td>帳簿の保存</td><td>帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加する。</td></tr> <tr> <td>防犯及び事故防止対策</td><td>防犯・事故防止対策を講じることを追加する。</td></tr> <tr> <td>暴力団の排除</td><td>運営にあたって、暴力団を利すこととなるないようにすることを追加する。</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 専用区画の面積及び一の支援の単位を構成する児童の数については経過措置を規定</p> <p>3 施行期日 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成27年4月1日を予定)</p>	なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。	非常災害対策	少なくとも毎月1回は訓練等を行うことを明記する。 一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。	帳簿の保存	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加する。	防犯及び事故防止対策	防犯・事故防止対策を講じることを追加する。	暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利すこととなるないようにすることを追加する。
なごや子ども条例の理念の追加	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。										
非常災害対策	少なくとも毎月1回は訓練等を行うことを明記する。 一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄を努力義務化する。										
帳簿の保存	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加する。										
防犯及び事故防止対策	防犯・事故防止対策を講じることを追加する。										
暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利すこととなるないようにすることを追加する。										



本市において条例で定める必要のある基準について

1 条例で定める必要のある基準

- (1) 認定こども園法で定められた幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
→幼保連携型認定こども園の認可基準を定めるもの
- (2) 児童福祉法で定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
→家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の認可基準を定めるもの
- (3) 子ども・子育て支援法で定められた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
→認可を受けた施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）及び事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の確認基準を定めるもの
- (4) 児童福祉法で定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
→放課後児童クラブの基準を定めるもの

2 基準については、国が定める基準（府省令）を踏まえて条例で定めることとされた。
なお、国が定める基準は「従うべき基準」「参酌すべき基準」に分類される。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 各施設・事業と基準の関係

施設・事業	①認可基準	②確認基準
i 幼保連携型認定こども園	(1)	
ii 幼稚園	— (認可は県の権限)	特定教育・ 保育施設
iii 保育所	— (既に市の認可基準あり)	
iv 家庭的保育		(3)
v 小規模保育	(2)	
vi 居宅訪問型保育	家庭的 保育事業等	特定地域型 保育事業
vii 事業所内保育		

事業	③運営基準
viii 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	(4)

(注) 表中の(1)から(4)は、前ページの(1)から(4)の基準と同様

- ① 認可基準は、人員配置基準や面積基準など、当該施設・事業に必要となる設備及び運営の基準を内容とするもの。
- ② 確認基準は、給付を受ける対象としての適格性を確保する観点から会計処理が適正か、情報公表等が適切になされているか等を内容とするもの。
 - ※ 教育・保育施設及び地域型保育事業が給付による財政支援の対象となるために
は、認可と確認を受け、それぞれの基準を満たす必要がある。
- ③ 運営基準は、人員配置基準や面積基準など、当該事業に必要となる設備及び運営の基準を内容とするもの。